

村山市新規狩猟免許取得等支援事業補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、鳥獣の適正な個体数を管理し、鳥獣による農作物被害及び人的被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許等を新たに取得した者に対し、村山市補助金等交付規則（昭和37年規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象の狩猟免許等の種類及び補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる狩猟免許等は、次の各号に掲げるものとし、補助金の対象となる経費は、別表に掲げるものとする。

- (1) 網猟免許
- (2) わな猟免許
- (3) 第一種銃猟免許
- (4) 第二種銃猟免許
- (5) 銃砲所持許可

(補助金交付対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 新たにいずれかの狩猟免許等を取得した者
- (2) 村山市猟友会に入会し、市内の有害鳥獣捕獲に従事することができる者
- (3) 村山市内に住所を有する者
- (4) 市税等に滞納がない者

(補助金額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とし、その額に端数があるときはこれを切り捨てる。

(補助金交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、補助金の交付を申請するとともに、その実績を報告するものとする。

- (1) 取得した狩猟免許状の写し
- (2) 第2条に定める経費に係る領収書の写し又は支出を証する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定した補助金を取り消すことができる。

- (1) 市長に提出した書類に虚偽の事項を記載し、又は申請について不正の行為を行ったとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消され、既に補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(帳簿等の保管)

第7条 規則第22条に規定する帳簿及び書類の保管は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第2条)

区 分	交付対象経費
狩猟免許取得に要する経費	初心者講習会受講料
	狩猟免許申請手数料
銃砲所持資格取得等に要する経費	講習受講申込手数料
	教習資格認定申請手数料
	射撃教習受講料
	火薬類等譲受許可申請手数料
	銃砲所持許可申請手数料